

東京都で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

東京都のこれまでの最低賃金 837円

850円 時間額

[発効日]平成24年10月1日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

WEBで
チェック
しよう!



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。



WEBで
チェック
しよう!



最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額(日給)となります。)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、

・基本給が時給制

・各手当(職務手当など)が月給制

などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

 **必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

厚生労働省 東京労働局発表
平成24年8月31日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 徳力 信二 主任賃金指導官 大山 正敏 賃金指導官 高橋 和彦 TEL 3512-1614 (直通)
--------	---

東京都最低賃金を850円に引上げ

東京労働局長は、東京都最低賃金を、10月1日から、13円引き上げて、時間額850円に改正することを決定した。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月3日、東京労働局長（山田 亮）から東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈（まさる））に対し諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月6日、現行の時間額837円を13円引き上げて、850円に改正する（引上率1.55%）ことが適当である旨の答申を行った。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額850円、効力発生日を本年10月1日とする決定を行い、本日（8月31日）、官報公示を行った。

これにより、東京都最低賃金は、10月1日から時間額850円に引き上げられる。

- 2 今後、東京労働局では、改正後の東京都最低賃金額の周知に努めるとともに、都内各労働基準監督署における監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしている。

[参考 1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

[参考 2]

東京都最低賃金の改正状況（過去10年間）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
引上額	0円	0円	2円	4円	5円
時間額	708円	708円	710円	714円	719円

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
引上額	20円	27円	25円	30円	16円
時間額	739円	766円	791円	821円	837円

近隣各県における平成24年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額	発効日（予定）
神奈川	849円	10月 1日
埼玉	771円	10月 1日
千葉	756円	10月 1日
茨城	699円	10月 6日
栃木	705円	10月 1日
群馬	696円	10月11日
山梨	695円	10月 1日

[参考 3]

平成24年8月6日に東京地方最低賃金審議会から出された答申は、東京都最低賃金を生活保護水準と比較したところ20円下回っていたことを踏まえ、本年度において鋭意その解消を目指し検討したものの、現下の東京都の経済情勢等を踏まえると、今年度で乖離額全額を解消できる状態になく、平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最低賃金法第9条第3項の趣旨にかんがみ、できるだけ速やかに解消することとしたとの内容とされていた。